

一 栄 谷 篤 一 の 異 見 私 見



都市農業振興基本法

が成立して3年を経過し、都市農業問題もこれまで三大都市圏中心から地方圏へずす野を広げつつあり、あらなず「入」てきたように感じる。

市街化区域農地面積は平成5年の、生産緑地15千ha、生産緑地以外12.8千haを合わせた14.3千haから平成28年には同13千ha、61千haの7千haに半減しているが、この減少を緩和させるのに大きな役割を發揮してきたのが生産緑地である。

三大都市圏でみると平成28年、生産緑地以外の市街化区域農地が13.1千haであるのに対して、生産緑地は12.6千haとほぼ拮抗しており、市街化区域農地面積を維持していく土台となっている。これに対して地方圏では生産緑地以外の48.2千haに対して生産緑地はわずか1.07haにすぎず、地方圏では生産緑地制度がほとんど活用されずにきた。逆に言えば、このままいくと、今後地方圏にある都市で都市農地が急激に減少していくことが懸念されることになる。

ここで注目すべき点の一つが、地方圏に

あるJAきぶの取組みである。JAきぶは6市3町からなる大規模農協であるが、中でも岐阜市は全国市町村で二番目の市街化区域内農地面積を有する。長良川が育んだ砂壤土の多い土質を生かしての枝豆や大根、ホウレンソウの生産が盛んで、特産品となってい

地方圏でも 生産緑地制度の導入を

る。JAきぶはこうした農業を振興するのに行きして「おんさい」朝市や「おんさい」朝市の直売施設を設けて地産地消にも力を入れており、同時に農家開設型市民農園、JA支援型体験農園、農園付き戸建て賃貸住宅の推進にも力を入れた。そして今、生産緑地制度の導入についての働きかけを強めている。農業振興と地産地消、さらには消費者・市民が農業に触れ

参考できる場づくりを良するためにミニ子を開催する等によって、農家経営の多角化と都市農地の維持、これらをつとめての街づくりや都市環境の整備、地域コミュニティの再生にもつなげようとしている。

都市農業振興基本法で明確化された「多様な機能」が持つ意義はきわめて重要である。

多様な機能には①農産物の供給、②防災、③良好な景観の形成、④国土・環境の保全、⑤農作業体験・学習・交流の場の提供、⑥農業に対する理解の醸成が含まれる。①や③、④は多面的機能と共通し、農業を維持・振興することによって自動的に發揮されるのに対して、新たに付加された②や⑤、⑥の機能は、農業者だけではなく消費者・市民と一緒に、主体的・主体的に取り組むことで發揮されるものである。すなわち農業者のための都市農業から脱皮して、消費者・市民と一体となって連携関係を構築していくところに都市農業生残りの透があることを示している。

JAきぶの取組は、さらなる農産物輸出入自給が懸念される日本農業全体が取り組んでいくべき方向性を示唆している。このためには厳しい経営環境を潜り抜けていく必要があり、生産緑地制度を導入し税負担を軽減していくことが大きなポイントである。

(農的社社会サイ、研究所代表)

読者サービス

読者サービス

読者サービス

読者サービス

読者サービス